

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会
会員施設等災害時相互応援規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会災害対策規程第10条の規定に基づき、自然災害や感染症の発生時においても必要な介護サービスを継続して提供するため、本会の会員施設等が相互に応援する体制を構築するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会災害等対策規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) この規程において「被災施設」とは、地震、洪水、豪雨、暴風、竜巻、豪雪その他の異常な自然現象又は火災、停電若しくは感染症の蔓延その他これらに類する原因により、通常の運営が困難となる被害が生じた会員施設等をいう。

(2) この規程において「応援施設」とは、利用者の一時受け入れや介護職員等の派遣、食料、おむつ、車いす等の生活必需品や備品、資機材の提供等、前項に規定する被災施設に対して人的、物的な支援を行う会員施設等をいう。

(応援施設の決定)

第3条 被災施設を所管するエリア長は、災害対策規程第5条第3項に基づき決定した被災施設への支援内容を踏まえ、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理及び班長と協議し、応援施設の候補を選定し、本部長に報告しなければならない。応援施設の候補が選定されなかったときも同様とする。

2 前項の規定により応援施設の候補が選定されたときは、本部長は、本部会議を招集して、応援施設としての適否を審議の上、応援施設を決定する。

3 前々項の規定により応援施設の候補が選定されなかったときは、本部長は、他のエリア長に応援施設の候補の選定を指示するものとする。

4 前項による指示を受けたエリア長は、第1項の規定に準じて、応援施設の候補の選定結果を本部長に報告しなければならない。

5 前項の規定により応援施設の候補が選定されたときは、本部長は、第2項の規定に準じて、応援施設を決定する。

6 前各項の規定による手続きを経てもなお応援施設が決定されないときは、本部長の専決により応援施設を決定することができる。

(応援施設の役割)

第4条 応援施設は、被災により一時的に入所者に対する支援が困難となった被災施設の入所者の受け入れや、復旧に必要な人的・物的など総合的な支援を行うものとし、被災施設からの要請に可能な限り応えられるよう努めるものとする。

2 応援施設は、支援の実施状況について、適宜、災害対策本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用のうち、人的な応援に関する費用は応援施設の負担とし、その他の費用については応援施設と被災施設の協議の上決定する。

(応援時の補償)

第6条 この規程による応援により、応援施設側に負傷などの人身事故が生じた場合には、応援施設がその補償を行うものとする。

(埼玉県との連携)

第7条 相互応援の状況について、埼玉県の関係各課と情報を共有し、必要に応じて連携を図って対応するものとする。

2 埼玉県から会員施設等以外の施設等に対する応援要請があったときは、この規程に準じて応援の可否を検討するものとする。

(規程に定めのない事項等)

第8条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度応援施設と被災施設の協議によるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する